

家族法上の妻の地位に関する意見書

昭和41年2月7日

婦人少年問題審議会



昭和41年 2月 7日

労働大臣 小 平 久 雄 殿

婦人少年問題審議会

会長 田 辺 繁 子

家族法上の妻の地位に関する意見書の提出について

婦人少年問題審議会は、かねてより家族法上の妻の地位に関して審議を重ねてきたが、別紙の通り意見書を提出する。

家族法上の妻の地位に関する意見書

終戦を機に 従来の家族制度が廢止され、家庭における婦人の地位は次第に向上してきた。一方、近年家庭生活は學造的にも意識の面においても急速に変化してきているので、妻の地位に関連のある家族法（民法の親族、相続編）の諸規定の不備が現実の生活に多くの問題をおとしている。よつて婦人少年問題審議會は家族法における妻の地位に関し、現段階において婦人の地位の向上その他婦人問題の観点より特に重要と考えられる次の諸点について適切な処置をとられるよう要望する。

1 夫婦財産制について

わが国の夫婦財産制は別産制のたてまえをとつているので、婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産となる。しかし一般に妻は その名義による収入を得ることが少なく、婚姻中に形成された財産は夫名義であることが多い。このことは婚姻の破綻や相続に際して、妻に不利益をもたらす場合がきわめて多い。夫の収入は、生活の分業、すなわち妻の家庭管理、家事、育児その他夫に対する協力によつて得られたものであることを考慮すると、夫の名で得た財産に対して妻の帰属分があると考えらるべきである。最近夫名義の取得財産について、その一部が妻に

帰属するものであるとする意識が一般的に高まりつつあり、学説、裁判例にもこの様な傾向が見られるようになってきた。

以上のような理由から婚姻中の夫名義の取得財産に対する妻の帰属分について検討がなされること。

なお、近年夫婦間の贈与税について主婦などの関心が次第に高まりつつある。税制調査会（39年）においても「夫婦間贈与の免税」について審議され、家族法の夫婦別産制との関係で時期尚早とされていたところ、本年に入つて「税制改正大綱」では夫婦間の贈与税の軽減が公表された。夫名義の取得財産に対する妻の寄与を認めた何らかの措置がとられれば、この問題の理論づけにも役立つと考えられる。

2 協議離婚について

わが国の協議離婚は当事者の協議により離婚が成立し、公的機関の介入を必要としないということになっているが、現実には婦人は社会的経済的弱者である場合が多いことから対等な立場にたつ協議が十分に行なわれず、妻が不利益をこうむる例がしばしば見られる。

したがつて協議離婚に際しては、公的機関による当事者の意思確認が行なわれるような措置について検討がなされること。例えば、これらの問題进行处理するために家庭裁判所の判事、調査官の増員及び専門的な係員の養成などについて検討されることが必要であろう。

3 離婚後の妻の扶養について

現行制度においては離婚に際して妻の財産分与の請求権が認められているが、この制度が離婚した妻の生活を擁護することに十分活用されているとはいえない。なおわが国においては、婦人は経済的に弱者である場合が多く離婚した婦人は経済的に不利になることが少なくない。

ここに離婚した妻の生活を擁護する見地から現行の財産分与請求制度についての検討を行なうとともに欧米諸国にみるアリモニー制度の導入について検討がなされること。

(註)

4 妻の相続分などについて

近年、家庭生活が構造的に変化したことも一つの原因となつて、老後の生活に不安を感じる婦人が少なくない。一方、平均寿命は戦前にくらべ著しく伸び、かつ男女差が拡大し、老後長く単身生活を送る婦人が増加する傾向が見られる。このような現状を背景として、妻の相続分を増加することが必要であろう。

第一に相続人が妻、子であるとき、現行法によると相続分は子が3分の2、妻が3分の1であるが、相続開始の際妻は中、高年令に達し、子は成人して独立の生計を営んでいる場合、夫の財産形成への妻の寄与、妻の老後の生活費を考慮し、妻の相続分を増加することについて検討がなされること。

第2に妻に子がない場合は、妻の老後の不安は一そう大きいと考えられるが、現行法においては夫の遺産の3分の1は兄弟

姉妹の相続分となつてゐることについても検討がなされること。

第3に夫の遺産が妻の最低生活を確保する程度の土地家屋にとどまる場合は、妻の生存中は不効法についての使用権、管理権、収益権などを確立するための何らかの措置について検討がなされること。

なお、推定相続人たる夫が相続開始以前に死亡した場合、その妻の代襲相続権が認められるよう検討がなされること。

5 婚姻の届出について

わが国においては婚姻は届出によつて効力を生ずるが、結婚式後すみやかに婚姻届の手續を行なう慣行が樹立されてゐないようにみられる。

また結婚式は事実上休日等に行なわれることが少なくないので、婚姻届の受理が当日中に円滑に行なわれることが困難のようにみられる。

内縁関係が妻に種々の不利をもたらしていることにかんがみ、ここに婚姻の即日届出が勵行されるよう啓発するとともに、その受理が休日等の場合も円滑に行なわれるよう適切な措置について検討がなされること。

6 啓発活動、相談制度について

家族法上の妻の地位について関心がうすい婦人が多く、本人自身不当なあつかいをうけてはじめて法の存在を知る

という例がしばしば見られるので、次の二点について配慮がなされること。

- (1) 家族法上の妻の地位については、学校教育において現実の生活に即した正しい知識を与え、実生活に活用させることに努めるとともに、一般婦人に対しては正しい啓発活動を行なうこと。
- (2) 欧米諸国においては、いわゆるマリッジカウンセリングがかなり普及しているが、わが国では未だ見るべきものがない。既に述べた通りわが国の家庭生活は急激に変化しているところから、婚姻問題から派生する諸問題について専門家による相談制度が必要とみられ、この問題の検討がなされること。

(注) アリモニー制度について（英米法辞典、有斐閣による）

アリモニー（~~事~~の扶助料）別居中又は離婚後の妻の扶養のために夫が支払を命ぜられるもの

婦人少年問題審議会委員名簿

(4 0 . 4 . 1)

婦人労働部会

江 幡 清	朝日新聞社論説副主幹
長 内 俊 雄	山一証券㈱監査役
齋 藤 正 子	山野千枝子ビューティーサロン美容師
佐々木 大	日経連常務理事
多 田 とよ子	全職同盟婦人対策部長
縫 田 暁 子	日本放送協会解説委員
○平 田 富太郎	早稲田大学教授、中労委委員
松 井 友 正	キヤノンカメラ㈱常務取締役
山 本 まき子	総評幹事婦人対策部長
△渡 辺 華 子	評 論 家

年少労働部会

井 田 安 造	東京都商店街連合会顧問
児 玉 寛 一	日立製作所㈱常任顧問
佐 藤 伝	△全日本労働総同盟青婦対策部長
清 水 俊 子	ガールスカウト日本連盟主事
鈴 木 俊 彦	全国中小企業団体中央会労働専門委員
田 中 政 男	全日本中小企業労働組合総連合委員長
豊 原 恒 男	立教大学教授
△成 瀬 政 男	職業訓練大学校長
福 沢 準 一	読売新聞社嘱託 (審 議 室)
安 恒 良 一	総評政治局長

婦人問題部会

磯	野	誠	一	東京教育大学教授
植	村	キ	ミ	自由学園高等部大学部講師
久	保	まち	子	東京女子医大助教授
五	島	貞	次	毎日新聞社論説委員
高	橋		徹	東京大学助教授
◎△田	辺	繁	子	専修大学短期大学部教授
辻	村	江	太郎	慶応義塾大学教授
野	口	政	子	前国鉄労働組合婦人部長
平	井	信	義	お茶の水女子大学教授
村	上	正	夫	旭硝子社常務取締役

出

◎印	会 長
○印	副会長
△印	部会長